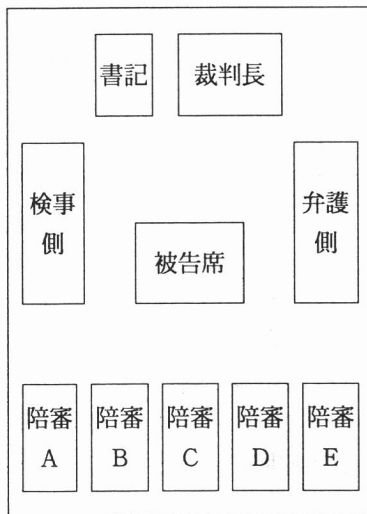


会場は、右のような配置となる。

検事側、弁護側は、4～7名程度で、同数とする。

陪審グループの数は、票決を配慮して奇数になるようにする。



(2) 事前準備

- ① 課題設定・・・夏休み前に、研究課題を選択させ、レポートを提出させた。
- ② テーマの設定・・・テーマを選択者の数などから、「PKO」「安楽死」など四つに絞り、賛成、反対について事前調査をし、ディベートとして成立するかどうか、吟味した。

(3) 授業計画

8時間の計画を立てた。

- 1 オリエンテーションとテーマ選択
(ディベートの意義、準備の仕方、「情報カード」の使い方など)
- 2 自分がディベーターになるテーマについて
- 3 図書館で調査。「情報カード」作成。

《放課後の指導》

放課後、検事、弁護側のグループごとに集まり、討論を重ねて、論拠を整理した。

「質問予想カード」を用いて、相手側の質問を予想し、対策を立てた。

証人喚問については、最も有効と考えられる証言内容を決定し、担任と打合わせた。

- 4 「ディベート」実施。交替で、ディベーターと陪審を体験した。なお、テーマは、
- 5 「PKO」「安楽死」「原子力発電」「米
- 6 の輸入自由化」の四つであった。
- 7
- 8 評価と反省

(4) 授業の実際

実践例の一つとして、9月18日(土)に1年3組で実施した「PKOへの自衛隊の参加」をテーマとする授業を紹介したい。

下の写真のように、中央に裁判長と書記官、陪審から見て左手に検事側、右側に弁護側がならぶ。中央の椅子には、本時のテーマを記したカードが被告として座っている。(証人喚問の場面)



裁判長が開廷を宣言すると、さっそく検事側は冒頭陳述において、「PKOへの自衛隊の参加」が有罪であることを、次の3点から立論した。①憲法が軍事的解決を否定していること ②犠牲者が出るなど危険性が高いこと ③自衛隊の「PKO」参加がアジアの民衆に危惧の念を与えることなどである。

これに対し、弁護側は①憲法に違反していない ②今回の「PKO」は、選挙監視、災害復旧を目的としている ③日本だけが人的支援を惜しむのは国際的信用を失うと応酬し、それぞれ基本的な立場を明らかにした。

反対尋問では、双方5分間の持ち時間を使って質問しあった。検事側は、「PKO」以前の平和的援助の必要性を訴え、ボスニア・ヘルツェゴビナ問題を例に、海外での自衛隊の活動については